

令和元年11月13日

環境経済委員会

観光・シティプロモーション課

弁天島海浜公園再整備事業に係る優先交渉権者の決定について

弁天島海浜公園再整備事業に係る賃借人の募集に関する優先交渉権者が決定したので以下のとおり報告する。

弁天島海浜公園の再整備事業に係る賃借人を募集したところ、2者から応募があり、選定委員会において、企画提案内容を書面審査及びヒアリング審査した結果、下記のとおり優先交渉権者を決定した。

今後は、事業実施にあたっての具体的な条件等について協議し、協議が整った場合は、賃借人として決定し契約を締結する。

記

1 選定結果

優先交渉権者：弁天島海浜公園再整備事業共同事業体 代表者：(株)呉竹荘 構成員：(株)KTSホスピタリティ、東海ビル管理(株)、 (株)東海まちづくり研究所、(株)東海トラベル

※選定委員会の委員は9人で構成

(内訳は、行政4、観光・商工団体2、学識経験者2、弁護士1)

2 公募概要

- (1) 貸付物件：西区舞阪町弁天島3775-2 浜松市弁天島海浜公園 約26,888㎡
- (2) 整備手法：公園の土地を貸し付け、民間資本により施設整備
- (3) 貸付期間：10年以上50年未満
- (4) 貸付料：年額10,100,000円

3 スケジュール (予定)

11月～12月	事業者、地元関係者、市の間での各種協議
12月末頃	事業者と覚書の締結 (仮契約)
令和2年2月頃	公正証書の作成 (本契約)、規則制定による公園条例及び駐車場条例の一部を改正する条例の施行、事業者への土地引き渡し
～令和3年3月頃	事業者による各種調査、基本・実施設計作成など
～令和4年3月頃	各種施設の建設工事・関連工事
令和4年春頃	施設オープン

4 提案内容 別紙のとおり